

指定居宅介護支援事業 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1.相談窓口

つつじ苑介護保険相談センター TEL 058-371-7368

介護保険のことは何なりと相談して下さい。

2 概要

(1)指定番号・サービス提供地域等

事業所名	つつじ苑介護保険相談センター
所在地	各務原市大佐野町 2-58
知事指定番号	2170500041
サービス提供地域	各務原市

(2)職員体制

	常勤で専任	常勤で兼務	非常勤で専任	非常勤で兼務	業務内容
管理者	0	1	0	0	管理業務
介護支援 専門員	1	0	0	0	相談・ ケアプラン作成・ ケアマネジメント
主任 介護支援 専門員	2	1	0	0	相談・ ケアプラン作成・ ケアマネジメント

(3)営業日及び時間

月曜日から土曜日 9時から18時まで

日・祝祭日及び12月30日から1月3日は休業します。

なお、営業日以外・営業時間外でも「371-7368」(つつじ苑介護保険相談センター)にかけていただければ、職員が持つ携帯電話に転送になります。どうしても緊急に連絡をとる必要がある場合は、ご連絡ください。

3.申し込みからサービス提供までの流れ

(1)ご利用者様から相談

介護のこと、保険制度のこと等何でもご相談下さい。

(2)利用者の同意と契約

重要な事を書面でご説明します。同意されましたらケアプランを作成します。

その際、契約書を交わすことになっています。

(3)ケアプランの作成

- ・被保険者証や介護度の確認をさせていただきます。
- ・どこで、どういうサービスを望まれるか、必要なのかを相談します。
- ・その際利用料がいくらかかるのか等を説明します。
- ・望まれるサービスが受けられるのかを相手先に確認します。
- ・このことを踏まえて公正中立、適正なケアプランを作成します。
- ・ケアプランができましたらサービス利用票を発行しますので、それによってサービスを受けて下さい。

(4)サービスの提供

最初にご利用される時は、サービス事業者と利用者にケアプランの内容を確認しますが、心身の状況の変化等でケアプラン通りサービスが受けられない時は連絡して下さい。

(5)秘密の保持

業務上知り得た利用者及び、その家族の個人情報、あらかじめ文書により同意を得た場合において、サービスを提供するサービス事業者や他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他必要な範囲内において用いる以外は、他に漏らすことはありません。このことは、担当の介護支援専門員が退職をした後でも守られます。

4.利用料

(1) 基本料金 居宅介護支援

介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45未満である場合。

(一) 要介護1又は要介護2 1.086単位/月

(二) 要介護3、要介護4又は要介護5 1.411単位/月

(2) 加算料金

加算項目	加算単位	算定要件
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位/月	特定事業所加算とは、公正中立性を確保しサービス提供主体からも実質的に独立した事業所。常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている。いわばモデル的な居宅介護支援事業所である。中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを行う。
初回加算	300単位/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援者が要介護認定を受けた場合にケアプランを作成する場合。要介護状態区分が2区分以上、変更された場合にケアプランを作成する場合。
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/月	入院当日に情報提供。入院日以前の情報提供を含む。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/月	入院後3日以内に情報提供を行う。
退院・退所加算	連携1回 カンファレンス参加(無) 450単位	医療機関や介護保険施設を退院・退所し、居宅サービス利用する場合において、退院・退所にあつて医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス利用に関する調整を行った場合に算定。
	連携1回 カンファレンス参加(有) 600単位	
	連携2回 カンファレンス参加(無) 600単位	
	連携2回 カンファレンス参加(有) 750単位	
	連携3回 カンファレンス参加(有) 900単位	
「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等と会議に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。		
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	在宅でお亡くなりになられた利用者が対象。24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制整備。利用者又はその家族の同意を得た上で亡くなった日及び、亡くなる前14日以内に2日以上、在宅を訪問し主治の医師などの助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性を把握、支援を実施。
居宅支援通院時情報連携加算	50単位/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画(ケアプラン)場合。

(3) 地域区分

地域区分とは、地域間における人件費の差を勘案し、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するために設けられた区分です。各務原市の地域区分（7級地）介護報酬の単価（1単位＝10,21円）となります。

(4) (1) 基本料金 (2) 加算 (3) 地域区分の実費請求は発生しません。ただし、保険料の滞納等特殊な場合は実費必要になりますが、つつじ苑が発行します書類を自分の所属する自治体に提出しますと全額もらえます。

(5) 交通費は市内の方は無料です。市外の方は実費をいただくことがあります。その都度、相談し了解をもらってから業務を始めます。

(6) 解約などされても解約料その他の名目でも費用はいただきません。

5. サービスの終了

次の場合が想定されます（詳しくは居宅介護支援契約書をご覧ください）

(1) 利用者の都合で終了となる場合

- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・居宅介護サービスが必要とされなくなった場合
- ・他の支援事業者に変更される場合
- ・その他利用者のご都合等により終了することとなる場合

(2) つつじ苑の都合で終了する場合

つつじ苑の都合で終了することは、真にやむをえない場合を除きありません。その場合は、責任をもって他の支援事業者を紹介するなど万全を期します。

6. つつじ苑の特徴

(1) 利用者の心身の状況・環境等を勘案し、さらに意志や人格を尊重した、適切な保健・医療・福祉サービスが総合的・効率的に提供されるように努めます。

(2) 提供される福祉サービスの質の向上をさせるために、最新情報を収集し、研修等にも積極的に参加するなどします。

(3) 受けているサービスについて、不満等がありましたら事業者積極的に働きかけるなど、アフター・ケアをしっかりと行います。

(4) 近隣のサービス事業者や制度の最新情報を収集し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(5) サービスを受けるに当たり担当者のご希望や変更したい時は申し出て下さい。

7. サービスに対する苦情等の受付

要綱を定めて運用しております。

苦情等がありましたら遠慮なく管理者（原田英明 電話 371-7368）

もしくは社会福祉法人各寿会事務長（電話 特別養護老人ホームつつじ苑 371-5141）まで申し出て下さい。口頭でも文書でもかまいません。それにより不利益になることはありません。

また、事故が発生した場合は、「事故発生時の対応手順」で対応いたします。

8.つつじ苑の概要

設立母体 社会福祉法人 各寿会 代表者 (理事長) 松井雅史
所在地 各務原市大佐野町 2-58 TEL(代表)371-5141
母体となる施設 特別養護老人ホームつつじ苑 定員 60名
定款の定める事業
入所部門 長期入所生活介護 定員 60名
短期入所生活介護 定員 15名
(介護予防短期入所生活介護を含む。)
在宅部門 居宅介護支援事業・居宅介護予防支援事業・通所介護事業・介護予防通所介護事業

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 電話番号 _____

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 電話番号 _____

本人との続柄等 _____ 代行の理由 _____

説明者 つつじ苑介護保険相談センター

氏 名 _____ 印 _____